

昭和四十三年厚生省・労働省令第一号

社会保険労務士法施行規則

号) 第七条、第八条第九号、第十四条、第五十五条及び第三十一条並びに附則第五項及び第九項の規定に基づき、社会保険労務士法施行規則を次のように定める。

目次

- 第一章 総則（第一条—第一条の十一）
- 第二章 社会保険労務士試験等
- 第一節 社会保険労務士試験（第二条—第九条の二）
- 第二節 紛争解決手続代理業務試験（第九条の三—第九条の七）
- 第二章の二 登録（第十一条—第十二条の九）
- 第三章 社会保険労務士の権利及び義務（第十条の十一—第十六条の六）
- 第四章 監督（第十七条—第十七条の二）
- 第四章の二 社会保険労務士法人（第十七条の三—第十七条の九）
- 第五章 社会保険労務士会及び全国社会保険労務士会連合会（第十八条—第三十四条）

附則

第一章 総則 (事務代理の範囲)

第一条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号。以下「法」という。）第二条第一項第一号の三に規定する申請、届出、報告、審査請求、再審査請求その他の事項（以下「申請等」という。）に係る厚生労働省令で定めるものは、別表各号に掲げる申請等について、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
(指定の申請)

第一条の二 法第二条第一項第一号の六に規定する厚生労働大臣の指定を受けようとする団体は、個別労働関係紛争解決手続実施団体指定申請書（様式第一号）に次の各号に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 申請に係る民間紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十二号。以下「裁判外紛争解決手続促進法」という。）第二条第一号に規定する民間紛争解決手続をいう。以下同じ。）の業務が、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十二号。以下「裁判外紛争解決手続促進法」という。）の規定による法務大臣の認証を受けることにより定める。

二 申請に係る民間紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十二号。以下「裁判外紛争解決手続促進法」という。）の規定による法務大臣の認証を受けることにより定める。

<p>第一条の三 法第二条第一項第一号の六に規定する厚生労働大臣の指定は、次に掲げる基準に適合していると認められる団体について行う。</p> <p>一 申請に係る民間紛争解決手続の業務が裁判外紛争解決手続利用促進法第五条に規定する法務大臣の認証を受けているものであつて、当該認証に係る民間紛争解決手続の業務に個別労働関係紛争（法第二条第一項第一号の五に規定する個別労働関係紛争をいう。以下同様。）に関する民間紛争解決手続の業務が含まれているものであること。</p> <p>二 前号に定めるもののほか、指定を受けようとする団体が、その人的構成に照らして個別労働関係紛争の民間紛争解決手続の業務を行っているものであること。</p> <p>（指定の基準）</p>	<p>一 申請に係る民間紛争解決手続の業務が裁判外紛争解決手続利用促進法第五条に規定する法務大臣の認証を受けているものであつて、当該認証に係る特定社会保険労務士（法第二条第二項に規定する特定社会保険労務士をいう。）による紛争解決手続代理業務（法第二条第二項に規定する紛争解決手続代理業務をいう。以下同じ。）の実施状況その他当該指定団体が行う個別労働関係紛争に関する認証紛争解決手続の業務に関し事業報告書（様式第三号）を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>二 厚生労働大臣は、指定団体が行う個別労働関係紛争に関する認証紛争解決手続の業務の適正な運営を図るために必要があると認めるときは、当該団体に対し、その事業の運営に関し報告させ、又は資料の提出を求めることがあります。（指定の公示等）</p> <p>（指定の公示等）</p>
---	---

<p>第一条の四 厚生労働大臣は、法第二条第一項第一号の六に規定する指定をしたときは、当該指定に係る団体（以下「指定団体」という。）の名称及び住所を官報で公示しなければならない。これらの事項の変更について次条の規定により届出があつたときも、同様とする。</p> <p>（指定の公示等）</p>	<p>（指定の失効等）</p> <p>第一条の五 指定団体は、当該指定に係る認証紛争解決手続を行つたと見やすいよう、同一の事務所において見やすいよう掲示しなければならない。</p> <p>（指定の届出）</p>
---	--

<p>第一条の六 指定団体は、毎事業年度終了後三月以内に、当該指定団体が行う個別労働関係紛争に関する認証紛争解決手続の業務及び当該認証（厚生労働大臣への報告等）</p> <p>（報告）</p>	<p>（報告）</p> <p>第一条の七 厚生労働大臣は、指定団体がこの省令の規定に違反したとき、又は当該指定団体の財産の状況若しくは当該指定団体が行う個別労働関係紛争に関する認証紛争解決手続の業務の運営に改善が必要であると認めるときは、当該指定団体に対し、その事業の運営に関し報告させ、又は資料の提出を求めることがあります。（社会保険労務士の資格）</p> <p>（勧告）</p>
<p>第一条の八 指定団体が、当該指定に係る認証紛争解決手続の業務について、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該指定団体に係る法第二条第一項第一号の六に規定する指定は、その効力を失う。</p> <p>（失効）</p>	<p>（失効）</p> <p>第一条の九 厚生労働大臣は、指定団体が、当該指定に係る認証紛争解決手続の業務を行つたと見やすいよう掲示しなければならない。</p> <p>（届出）</p>
<p>第一条の十 厚生労働大臣は、第一条の八の規定により法第二条第一項第一号の六に規定する指定がその効力を失つたとき、又は前条の規定により同号に規定する指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。</p> <p>（公示）</p>	<p>（公示）</p> <p>第一条の十一 法第三条第一項の厚生労働省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 国又は地方公共団体の公務員として従事する法別表第一に掲げる労働及び社会保険に関する法令（以下「労働社会保険諸法令」という。）の施行事務</p>
<p>二 労働社会保険諸法令の規定に基づき設立された法人及び日本年金機構の役員（非常勤の者を除く。）又は従業者として従事する労働社会保険諸法令の実施事務</p>	<p>二 労働社会保険諸法令の規定に基づき設立された法人及び日本年金機構の役員（非常勤の者を除く。）又は従業者として従事する労働社会保険諸法令の実施事務</p>
<p>三 旧港湾労働法（昭和四十一年法律第二百二十一号）第四十四条第三項の納付金事務組合、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第三十三条第三項の労働保険事務組合、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第一百四十五条第一項の指定を受けた団体又は国民年金法（昭和三十四年法律第四百四十一号）第一百九条第二項の国民年金事務組合の役員（非常勤の者を除く。）又は従業者として従事するこれらの法律の規定に基づく事務</p>	<p>三 旧港湾労働法（昭和四十一年法律第二百二十一号）第四十四条第三項の納付金事務組合、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第三十三条第三項の労働保険事務組合、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第一百四十五条第一項の指定を受けた団体又は国民年金法（昭和三十四年法律第四百四十一号）第一百九条第二項の国民年金事務組合の役員（非常勤の者を除く。）又は従業者として従事するこれらの法律の規定に基づく事務</p>
<p>四 国若しくは地方公共団体の公務員、労働組合の職員又は会社その他の法人（法人でない社団又は財團を含み、労働組合を除く。以下「法人等」という。）若しくは事業を営む個人の従業者として従事する労働社会保険諸法令</p>	<p>四 国若しくは地方公共団体の公務員、労働組合の職員又は会社その他の法人（法人でない社団又は財團を含み、労働組合を除く。以下「法人等」という。）若しくは事業を営む個人の従業者として従事する労働社会保険諸法令</p>

2 法第十四条の五の登録申請書（以下この条において「登録申請書」という。）の様式は、連合会の定めるところによる。

3 前条第二項の規定は、連合会が登録申請書の様式を定めた場合及び変更した場合に準用する。

4 登録申請書には、写真を添付しなければならない。

5 法第十四条の五の厚生労働省令で定める社会保険労務士会は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる社会保険労務士会とする。

一 法第十四条の二第一項の規定による登録を受けようとする者のうち、他人の求めに応じて行う社会保険労務士（社会保険労務士法人の社員を含む。）による（その者の勤務する事業所の所在地の属する都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会保険労務士会）の設けようとする事務所（社会保険労務士法人の社員にならうとする者にあつては、その者が所属することとなる社会保険労務士法人の事務所）の所在地の属する都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会保険労務士会

二 法第十四条の二第一項の規定による登録を受けようとする者のうち、事業所（社会保険労務士又は社会保険労務士法人の事務所を含む。以下この号において同じ。）に勤務し、法第二条に規定する事務に従事する社会保険労務士にならうとするもの（その者の勤務する事業所の所在地の属する都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会保険労務士会受けようとする者（前二号に掲げるものを除く。）その者の住所の所在地の属する都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会保険労務士会

（変更の登録の申請）

第十二条の二 法第十四条の四の規定により变更の登録を申請する者は、変更の内容及び変更の生じた年月日を記載した変更登録申請書をその所属社会保険労務士会を経由して、連合会に提出しなければならない。（社会保険労務士証票の様式）

第十二条の三 社会保険労務士証票は、様式第六号による。（登録の取消しに関する届出）

第十二条の二 社会保険労務士の登録を受けた者が法第十四条の九第一項各号のいずれかに応じ、それぞれ当該各号に掲げる社会保険労務士会を

該当することとなつたときは、その者、その法定代理人又はその同居の親族は、遅滞なく、その旨を連合会に届け出なければならない。

2 前項の規定により届け出ようとする者は、その届出書を、当該社会保険労務士の登録を受けた者の所属社会保険労務士会又は当該社会保険労務士の登録を受けた者が法第十四条の十第一項各号のいずれかに該当することとなつた際に所属していた社会保険労務士会を経由して、連合会に提出しなければならない。（登録の抹消に関する届出）

第十二条の四 法第十四条の十第二項の規定により社会保険労務士が同条第一項第二号又は第四号に該当することとなつた旨を届け出ようとする者は、その届出書を、当該社会保険労務士が同条第一項第二号又は第四号に該当することとなつた際に所属していた社会保険労務士会を経由して、連合会に提出しなければならない。

2 法第十四条の十一の二の付記申請書（以下この条において「付記申請書」という。）の様式は、連合会の定める事項は、第十二条第一項に規定する登録番号とする。（紛争解決手続代理業務の付記の申請）

第十二条の五 法第十四条の十一の二の厚生労働省令で定める事項は、第十二条第一項に規定する登録番号とする。

2 法第十四条の十一の二の付記申請書（以下この条において「付記申請書」という。）の様式は、連合会の定める事項と同一の付記を受けるようとする者の所属社会保険労務士会が付記申請書の様式を定めた場合及び変更した場合に準用する。

3 第十二条第二項の規定は、連合会が付記申請書の様式を定めた場合及び変更した場合に準用する。

4 付記申請書には、写真を添付しなければならない。

5 法第十四条の十一の二の厚生労働省令で定める社会保険労務士会は、紛争解決手続代理業務の付記を受けようとする者の所属社会保険労務士会とする。（特定社会保険労務士証票の様式）

第十二条の六 法第十四条の十一の三第二項の特定社会保険労務士証票は、様式第六号の二によることにより特定社会保険労務士証票の返還の手続による。（特定社会保険労務士証票返還等の手続）

2 下「重要事項」という。につき、不実のことを行ふ者は、故意に事実を告げない行為その他不正又は不当な行為をしてはならない。

2 社会保険労務士が法第十四条の十第一項各号に該当することとなつた際に所属していた社会保険労務士会（当該社会保険労務士が業務の停止の处分を受けた場合は、当該社会保険労務士の所属社会保険労務士会）を経由して、連合会に返還しなければならない。

2 法第十四条の十二第二項の規定により社会保険労務士証票等の再交付を申請する者及び社会保険労務士証票等を亡失し、又は損壊したためその再交付を申請する者は、再交付申請書を、その者の所属社会保険労務士会を経由して、連合会に提出しなければならない。この場合において、社会保険労務士証票等を損壊したため当該申請書を提出するときは、当該損壊した社会保険労務士証票等を添付しなければならない。（登録等の通知）

第十二条の九 連合会は、次に掲げる事務を行つたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

一 社会保険労務士名簿への登録

二 社会保険労務士名簿の登録事項の変更

三 社会保険労務士名簿の登録の抹消

四 紛争解決手続代理業務の付記（法第十四条の十一の二に規定する紛争解決手続代理業務の付記）

五 紛争解決手続代理業務の付記の抹消

第三章 社会保険労務士の権利及び義務（報酬の基準を明示する義務）

第十二条の十 社会保険労務士又は社会保険労務士法人は、それぞれ次の各号に掲げる事務を受任しようとする場合には、あらかじめ、依頼をしようとする者に対し、報酬額の算定の方法その他の報酬の基準を示さなければならない。

一 社会保険労務士法第二条第一項各号に掲げる事務並びに法第二条の二第一項に規定する出頭及び陳述に関する事務

二 社会保険労務士法人法第一条第一項第一号から第一号の三まで、第二号及び第三号に掲げる事務、法第二十五条の九第一項各号に

2 下「重要事項」という。につき、不実のことを行ふ者は、故意に事実を告げない行為その他不正又は不当な行為をしてはならない。

2 社会保険労務士又は社会保険労務士法人は、依頼を誘致するに際し、その業務の内容、報酬その他の依頼をしようとする者の所属社会保険労務士会を経由して、連合会に返還しなければならない。

2 法第十七条第一項又は第二項の規定による申請書等への付記は、申請書等の表面の欄外余白（当該申請書等の表面の欄外余白に記載することが適当でないときは、その裏面の欄外余白）に記載して行うものとする。（事務所の増設の許可申請）

第十四条 法第十八条第一項ただし書の厚生労働大臣の許可を受けようとする者は、事務所増設許可申請書（様式第九号）を、現に社会保険労務士の業務を行つている事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。

第十五条（帳簿の記載事項）

(開業社会保険労務士等による書類への氏名の記載等) める事項は、事件の概要とする。

第十六条 他人の求めに応じ報酬を得て法第一条に規定する事務を業として行う社会保険労務士（社会保険労務士法人の社員を除く。以下「開業社会保険労務士」という。）若しくはその使用者である社会保険労務士又は社会保険労務士法人の社員若しくは使用者である社会保険労務士は、法第二条第一項第一号の二の規定により申請書等の提出に関する手続を代わつてする場合には、当該申請書等に「提出代行者」と表示し、かつ、当該申請書等の提出に係る社会保険労務士の名称を冠してその氏名を記載しなければならない。

2 開業社会保険労務士若しくはその使用者である社会保険労務士又は社会保険労務士法人の社員若しくは使用者である社会保険労務士は、法第二条第一項第一号の二の規定により申請書等の提出に関する手續を代わつてする場合には、当該申請書等に「提出代行者」と表示し、かつ、当該申請書等の提出に係る社会保険労務士の名称を冠してその氏名を記載しなければならない。

第十六条の二 社会保険労務士又は社会保険労務士法人は、法第二条第一項第一号の三に規定する事務代理又は紛争解決手続代理業務（以下「事務代理等」という。）をする場合においては、その権限を有することを証する書面を行政機関等に提出しなければならない。ただし、次条の規定により申請書等（法第二条第一項第一号に規定する申請書等及び同項第一号の五又は第一号の六に規定する個別労働関係紛争に閑するあつせんの手続又は個別労働関係紛争に閑する認証紛争解決手続に関して行政機関等に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（法第二条第一項第一号の電磁的記録をいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を含む。）を以て同じ。）に「事務代理者」又は「紛争解決手続代理者」と表示して当該申請書等を提出するときはこの限りでない。

（事務代理等に係る書類への氏名の記載等）

第十六条の三 社会保険労務士又は社会保険労務士法人は、事務代理等をする場合において、申

請書等を行政機関等に提出するときは、当該社会保険労務士又は社会保険労務士法人に對して

（本人への通知）

第十六条の四 社会保険労務士又は社会保険労務士法人は、事務代理等をする場合において、行政機関等から当該事務代理等に係る事務に関する指示等が行われたときは、その内容を本人に通知しなければならない。

（行政機関等による確認等）

第十六条の五 行政機関等は、社会保険労務士又は社会保険労務士法人により事務代理等がなされている事務について、当該事務代理等に係る事務、あつせん、調停又は和解の仲介の内容の確認等のため必要があると認めるときは、当該事務代理等に係る事務、あつせん、調停又は和解の仲介に関し、直接本人に対し、必要な報告を求め、又は出頭を求めて事情を聴くことができる。

（行政機関等による説明の聴取）

第四章 監督

第十七条 法第二十四条第二項の証明書は、社会保険労務士業務検査職員証（様式第十号）とする。
（登録抹消の制限に係る懲戒の手続の開始時期等）

第十七条の二 法第二十五条の四の二に規定する社会保険労務士が懲戒の手続に付された場合は、社会保険労務士に対し、懲戒処分に係る聴聞又は弁明の機会の付与について行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項又は第三十条に規定する通知をした場合をいう。
厚生労働大臣は、社会保険労務士に対して前項に規定する通知を発した場合には、その旨を連合会に通知しなければならない。

（業務の範囲）

第四章の二 社会保険労務士法人

第十七条の三 法第二十五条の九第一項第一号に規定する法第二条に規定する業務に準ずるもの表示し、かつ、当該事務代理等に係る社会保険労務士の名称を冠してその氏名を記載しなければならない。

として厚生労働省令で定める業務は、次の各号
に掲げる業務とする。

二 事業所の労働者に係る賃金の計算に関する事務（その事務を行なうことが他の法律において制限されているものを除く。）を業として行う業務

一 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業（その事業を行なうとする社会保険労務士法人が同法第五条第一項に規定する許可を受けて行なうものであつて、当該社会保険労務士法人の使用人である社会保険労務士が労働者派遣（同法第二条第一号に規定する労働者派遣をいふ。）の対象となり、かつ、派遣先（同法第二条第四号に規定する派遣先をいふ。）が開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人（次のいずれかに該当するものを除く。）であるものに限る。）

イ 当該労働者派遣事業を行なうとする社会保険労務士法人が紛争解決手続代理業務を行つてゐる事件の相手方から当該事件に係る協議を受けて贊助し、又はその依頼を承諾した開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人

ロ 当該労働者派遣事業を行なうとする社会保険労務士法人が紛争解決手続代理業務を行つてゐる事件の相手方から当該事件に係る協議を受けた開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人であつて、その受けた協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるもの

ハ 当該労働者派遣事業を行なうとする社会保険労務士法人が紛争解決手続代理業務を行つてゐる事件の相手方に係る他の事件について、当該相手方からの依頼により受任している開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人（当該労働者派遣事業を行なうとする社会保険労務士法人が紛争解決手続代理業務を行つてゐる当該事件の当事者双方が、当該労働者派遣事業を行なうとする社会保険労務士法人が当該開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人に労働者派遣をすることに同意した場合における当該開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人を除く。）

二 当該労働者派遣事業を行なうとする社会保険労務士法人が法第二十五条の十七第四

号の規定により、その業務又は紛争解決手続代理業務を行つてはならぬ、ニヒトされ

士又は社会保険労務士法人
士会保険労務士法人の名簿)
る様式による。

七条の四 法第二十五条の二十五第一項において準用する会社法(平成十七年法律第八十六号第六百五十五条第一項の規定により作成すべき会計帳簿については、この条の定めるところによる。

会計帳簿は、書面、社会保険労務士法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体(電磁的記録による記録媒体をいう。)をもつて調製する方法会計帳簿については、この省令に別段の定めがあるより作成及び保存をしなければならない。
社会保険労務士法人の会計帳簿に計上すべき資産については、この省令に別段の定めがある場合にあつては、その日。以下この条において「同じ」といふときは、当該各号に定める価格を付さなければならぬ。

事業年度の末日における時価がその時の取引原価より著しく低い資産(当該資産の時価がその時の取得原価まで回復すると認められるものを除く)の時価はならない。

事業年度の末日において予測することがで
きない減損が生じた資産又は減損損失を認識
する場合には、当該各号に定める価格を付さな
い。

すべき資産 その時の取得原価から相当の減額をした額
 6 取立不能のおそれのある債権については、事業年度の末日においてその時に取り立てることができないと見込まれる額を控除しなければならない。
 7 社会保険労務士法人の会計帳簿に計上すべき負債については、この省令に別段の定めがある場合を除き、債務額を付さなければならぬ。ただし、債務額を付すことが適切でない負債については、時価又は適正な価格を付すことができる。
 (貸借対照表)
 8 のれんは、有償で譲り受け、又は合併により取得した場合に限り、資産又は負債として計上することができる。
 9 前各項の用語の解釈及び規定の適用に関する限りは、一般に公正妥当と認められる会計の基準その他の会計の慣行を斟酌しなければならない。

第十七条の六 法第二十五条の二十五第一項において準用する会社法第六百七条第一項及び第二項の規定により作成すべき貸借対照表について

3 貸借対照表は、日本語をもつて表示するものとする。ただし、その他の言語をもつて表示す

4 法第二十五条の二十五第一項において準用する会社法第六百六十七条规定により作成すべき貸借対照表は、当該事

業年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

5 法第二十五条の二十五第一項において準用する会社法第六百六十七条规定により作成すべき貸借対照表は、当該事

業年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

6 各事業年度に係る貸借対照表の作成に係る期間は、当該事業年度の前事業年度の末日の翌日(当該事業年度の前事業年度がない場合にあつては、成立の日)から当該事業年度の末日までの期間とする。この場合において、当該期間は、一年(事業年度の末日を変更する場合における変更後の最初の事業年度については、一年六月)を超えることができない。

7 貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。

一 資産
 二 負債
 三 純資産
 8 前項各号に掲げる部は、適当な項目に細分することができる。この場合において、当該各項目については、資産、負債又は純資産を示す適當な名称を付さなければならない。

9 前各項の用語の解釈及び規定の適用に関する限りは、一般に公正妥当と認められる会計の基準その他他の会計の慣行を斟酌しなければならない。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)
 (貸借対照表)
 10 第十七条の八 法第二十五条の二十五第二項において準用する会社法第六百五十八条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める方法は、法第二十五条の二十五第一項において準用する会社法第六百十八条规定により作成すべき財産目録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

(財産目録)
 11 第十七条の八 法第二十五条の二十五第二項において準用する会社法第六百五十八条第一項又は第六百六十九条规定若しくは第二項の規定により作成すべき財産目録については、この条の定めるところによる。

2 前項の財産目録に計上すべき財産については、その処分価格を付すこと困難な場合を除き、法第二十五条の二十二第一項各号又は第二項に掲げる場合に該当することとなつた日における処分価格を付さなければならない。この場合において、社会保険労務士法人の会計帳簿については、財産目録に付された価格を取得価額とみなす。

3 第一項の財産目録は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる部は、その内容を示す適當な名称を付した項目に細分することができる。

4 第二十二条の二 社会保険労務士会は、所属の社会保険労務士又は社会保険労務士法人に対し法第二十五条の三十三の規定により注意を促し、又は勧告したときは、その旨を所轄の地方厚生局長等又は労働局長に報告しなければならない。

5 第二十三条の二 法第二十五条の三十四第一項の規定により連合会を設立するには、その会員となる社会保険労務士会は、会則を定め、設立総会の議を経て、設立の認可の申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

6 第二十二条の二 社会保険労務士会は、会員となる社会保険労務士会の名簿及び設立総会の議事録を添えなければならない。

7 第二十三条の二 資格審査会の委員は、社会保険労務士、労働又は社会保険の行政事務に従事する職員及び学識経験者各同数を委嘱しなければならない。

8 第二十二条の二 社会保険労務士会は、その主たる事務所の所在地を変更したときは、遅滞なく、その旨を所轄労働局長に報告しなければならない。

9 第二十二条の二 (会員の名簿の提出)
 10 第二十二条の二 社会保険労務士会は、役員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を所轄労働局長に提出しなければならない。

11 第二十二条の二 (役員の選任等の報告)
 12 第二十二条の二 社会保険労務士会は、役員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を所轄労働局長に提出しなければならない。

13 第二十二条の二 (会員の名簿の提出)
 14 第二十二条の二 社会保険労務士会は、毎年四月一日現在における会員の名簿を、同月末日までに所轄労働局長に提出しなければならない。

8 前各項に規定するもののほか、資格審査会の運営に関し必要な事項は、連合会の会則で定める。

第二十四条 第十九条、第十九条の二及び第二十条の規定は、連合会について準用する。この場合において、第十九条第一項中「法第二十五条の三十九において準用する法第二十五条の二十七第二項」とあるのは、「法第二十五条の三十九において準用する法第二十五条の二十七第二項」と、「その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「所轄労働局长」という。）」とあるのは、「厚生労働大臣」と、第十九条の二及び第二十一条中「所轄労働局长」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

第二十五条 連合会は、法第二十五条の四十第一項の規定により試験事務に従事する役員を選任したときは、その日から十五日以内に、当該役員の氏名及び略歴を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

第二十六条 連合会は、法第二十五条の四十一第二項の厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

- 一 学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）による大学において労働社会保険諸法令又は経営学に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあつた者は、厚生労働大臣が前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者（試験委員の選任等の届出）
- 二 連合会は、法第二十五条の四十一第一項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

第二十七条 連合会は、法第二十五条の四十一第二項の規定により社会保険労務士試験委員（以下「試験委員」という。）を選任したときは、その日から十五日以内に、当該試験委員の氏名及び略歴並びに当該試験委員の担当する試験の科目を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

連合会は、前項の規定により届け出た試験委員に変更があつたときは、その日から十五日以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（試験事務規程の認可の申請）

第二十八条 連合会は、法第二十五条の四十三第一項前段の認可を受けようとするときは、その実施に関する規程を添え、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 連合会は、法第二十五条の四十三第一項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 记載した申請書を厚生労働大臣に提出する年月日
二 変更の理由
三 変更しようとする年月日

（試験事務規程の記載事項）

第二十九条 法第二十五条の四十三第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 試験の実施の方法に関する事項
- 二 受験手数料の収納の方法に関する事項
- 三 試験事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
- 四 試験事務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
- 五 その他試験事務の実施に関する必要な事項
- 六 試験事務に関する申請書を添え、厚生労働大臣に提出しなければならない。

第三十条 連合会は、法第二十五条の四十四第一項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添え、厚生労働大臣に提出しなければならない。

第三十一条 連合会は、法第二十五条の四十八の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

1 連合会の現況
イ 事務所（従たる事務所を含む。）の所在
ロ 沿革、設立に係る根拠法、主務大臣その他連合会の概要
ハ 事業内容

2 連合会の事業に関する事項

一 変更しようとする年月日
二 変更の理由

（試験事務に関する規定の準用）

第三十二条 法第二十五条から前条までの規定は、連合会が行う代理業務試験事務について準用する。この場合において、第二十六条第一号中「労働社会保険諸法令又は経営学」とあるのは、「法律学」と、第二十七条第一項中「社会保険労務士試験委員」とあるのは、「紛争解決手続代理業務試験委員」と、「略歴並びに当該試験委員の担当する試験の科目」とあるのは、「略歴」と、第二十九条第一号中「試験」とあるのは、「紛争解決手続代理業務試験」と読み替えるものとする。

（附属明細書の記載事項）

第三十三条 法第三十条第一項の規定により、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 主な資産及び負債に関する事項
イ 長期借入金の明細（借入先及び借入先との前事業年度末からの増減を含む。）
ロ 債券の明細（銘柄及び銘柄ごとの前事業年度末からの増減を含む。）
ハ 引当金の明細（引当金の種類ごとの前事業年度末からの増減を含む。）
ニ 現金及び預金、未収収益、未収金その他
ホ 短期借入金、未払金、未払費用その他の主な負債の明細
イ 業年度末からの増減を含む。）
二 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細
ホ 短期借入金、未払金、未払費用その他の主な収益及び費用に関する事項
イ 業年度末からの増減を含む。）
三 主な資産の明細
ホ 短期借入金、未払金、未払費用その他の主な負債の明細
イ 業年度末からの増減を含む。）
四 受験手数料の収納の方法に関する事項
五 試験事務に関する申請書を添え、厚生労働大臣に提出しなければならない。

第三十四条 法第二十五条の二十六第一項及び第二十五条の二十七第二項に規定する認可の取消しの命令及び役員の解任の命令（社会保険労務士会に係るものに限る。）

六 法第二十五条の四十九第一項に規定する報告徵収、勧告及び検査（社会保険労務士会に係るものに限る。）

五 法第二十五条の四十七に規定する総会の決議の取消しの命令及び役員の解任の命令（社会保険労務士会に係るものに限る。）

六 法第二十五条の四十九第一項に規定する報告徵収、勧告及び検査（社会保険労務士会に係るものに限る。）

七 法第二十五条の四十九第一項に規定する報告徵収、勧告及び検査（社会保険労務士会に係るものに限る。）

八 その他の連合会の主な収益及び費用の明細
ハ その他の連合会の主な収益及び費用の明細

第三十五条 法第二十五条の三の二に規定する通知の受理

一 法第十八条第一項ただし書に規定する許可の立入検査

二 法第二十四条第一項に規定する報告徵収及び立入検査

三 法第二十五条の三の二に規定する通知の受理

一 法第二十五条の二十六第一項及び第二十五条の二十七第二項に規定する認可の取消しの命令及び役員の解任の命令（社会保険労務士会に係るものに限る。）

二 法第二十五条の四十九第一項に規定する報告徵収、勧告及び検査（社会保険労務士会に係るものに限る。）

三 法第二十五条の三の二に規定する通知の受理

一 法第二十五条の二十六第一項及び第二十五条の二十七第二項に規定する認可の取消しの命令及び役員の解任の命令（社会保険労務士会に係るものに限る。）

二 法第二十五条の四十九第一項に規定する報告徵収及び立入検査

三 連合会が対処すべき課題
(貸借対照表等の閲覧期間)

第三十六条 法第三十条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長及び都道府県労働局長に委任する。

（権限の委任）

<p>第十一条 当該社会保険労務士が同条第一項第二号勤務先等の所在地の属する都道府県の区域内又は第四号に該当する都道府県の区域内に主たる事務所を有する所属していた社会保険労務士会</p>
<p>第十二条 当該社会保険労務士が法第十四条の十第一項各号に該当することとなつた際に所屬していた社会保険労務士会（当該社会保険労務士が業務の停止の処分を受けた場合にあつては、当該社会保険労務士の所属社会保険労務士会）</p>
<p>第十三条 所属社会保険労務士会</p>
<p>第十四条 勤務先等の所在地の属する都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会保険労務士会</p>
<p>第十五条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第三十七号の改正規定は、平成六年七月一日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成六年九月二九日厚生省・労働省令第四号)</p> <p>この省令は、平成六年十月一日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成六年一一月九日厚生省・労働省令第六号)</p> <p>この省令は、平成七年四月一日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成七年三月三一日厚生省・労働省令第一号)</p> <p>この省令は、平成七年四月一日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成七年六月三〇日厚生省・労働省令第二号)</p> <p>この省令は、平成七年七月一日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成七年九月二九日厚生省・労働省令第三号)</p> <p>この省令は、平成七年七月一日から施行する。</p>

この省令は、平成七年十月一日から施行する。ただし、別表第十八号の改正規定は、平成七年十二月一日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成一〇年四月一日厚生省・学
勵省令第一号）

第四条 この省令の施行の際現に存する旧規則に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

附則（平成一三）
省令第七七号抄

第一条 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年五月一日厚生労働省
令第一二三号）

この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日） 令第一二九号抄

第一条 この省令は平成十三年六月三十日から施行する。

（施行期日） 防風令（立春二月一日）（抄）
省令第一七一號

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

省令第一八九号　抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則（平成二十三年一月一六日厚生労働省令第二一三号）
二〇〇〇年四月一日より施行する。

この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成一四年一月二二日厚生労働
省令第一四号）抄

1 この省令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年三月一

日) から施行する。
附 則 (平成一四年三月二六日厚生労働

（施行期日） 省令第三九号 抄

第一条 この省令は、平成十四年三月三十一日から施行する。

(平成十四年四月一日) 田厚生労働省
附則(第六二号)抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
附 則
(平成一四年九月五日厚生労働省)

閏年五月三日同上
令第一一七号) 抄

事業の附属宿舎の設置、移転又は変更の届出、第一百四条第一項の申告、第一百四条の二第二項の報告（労働基準法施行規則第五十七条第一項第一号の適用事業に係る報告及び同条第三項の預金の管理の状況の報告を除く。）及び第一百五条の三第一項の紛争の解決の援助の求め以外の申請等

二 労働基準法の一部を改正する法律（平成十年法律第二百十二号）に係る申請等 附則第六条第三項の許可の申請 第五十号及び同条第二項の労働者死傷病報告以外の申請等

三 労働基準法施行規則に係る申請等 第五十四条事業附属宿舎規程（昭和二十二年労働省令第七号）に係る申請等 同令による申請等

五 労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和二十一年法律第五十号）に係る申請等 同法による申請等

六 労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十一年労働省令第二十二号）に係る申請等 同令による申請等

七 労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和四十九年労働省令第三十号）に係る申請等 同令による申請等

八 職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）に係る申請等 第五十五条の七第一項の求職の申込み、第四十八条の四第一項の申告、第四十九条の報告及び第五十条第一項の報告以外の申請等

九 職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）に係る申請等 第三十五条第二項の通知及び同条第四項の連絡以外の申請等

十 有料職業紹介事業保証金規則の廃止等に関する省令（平成十五年法務省・厚生労働省令第二号）に係る申請等 第五条第二項の提出以外の申請等

十一 雇用保険法（昭和四十九年法律第二百六十六号）に係る申請等 第七条の被保険者に関する届出、第六十二条の雇用安定事業に係る申請、第六十三条の能力開発事業に係る申請（雇用保険法施行規則第二百二十三条の認定訓練助成事業費補助金に係る事業主の申請、同令第二百二十五条の人材開発支援助成金の支給の申請及び同令第二百三十条の職場適応訓練に係る事業主の申請に限る。）及びに第六十九条第一項の審査請求及び再審査請求並びに同条第二項の再審査請求

十二 履用保険法施行規則に係る申請等 第十二条の二の雇用継続交流採用職員に関する届出、第十三条第一項の転勤の届出、第十四条の個人番号の変更の届出、第十四条の第二項の介護休業又は育児休業開始時の賃金の届出、第十四条の三第一項の介護又は育児のための休業又は勤務時間短縮開始時の賃金の届出、第百一条の五第一項及び第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）の高年齢雇用継続基本給付金の支給の申請、同条第七項の六十歳到達時等の賃金の届出、第百一条の七第一項及び同条第二項において準用する第一百一条の五第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）の高年齢再就職給付金の支給の申請、第一百一条の十九第一項の介護休業給付金の支給の申請、第一百一条の三十一第一項及び第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の育児休業給付金の支給の申請、第一百一条の三十三第一項の出生時育児休業給付金の支給の申請、第一百四十二条及び第一百四十二条の事業所の設置等の届出並びに第一百四十五条第二項の代理人の選任等の届出及び同条第三項の変更等の届出

十三 削除

十四 削除

十五 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）に係る申請等 第二十八条第三項の職業訓練指導員免許の申請、第四十二条第三項の清算人の認可の申請及び第一百二条の報告以外の申請等

十六 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）に係る申請等 第三十三条（第三十六条の十三において準用する場合を含む。）の変更の届出 第三十四条（第三十六条の十三において準用する場合を含む。）の認定職業訓練の廃止の届出、第三十五条第一項の職業訓練施設の設置に係る承認の申請、第三十五条の三第一項の技能照査の届出及び第三十五条の四の認定職業訓練の実施状況の報告

十七 最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十九号）に係る申請等 第十五条第一項の申出以外の申請等

十八 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）に係る申請等 第十二条第二項の退職金の分割支給の請求、第十八条の掛金納付月数の通算の申出、第三十条第一項の

十九 中小企業退職金共済法施行規則（昭和三十四年労働省令第二十三号）に係る申請等
第一項第一号（同条第四項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の移動による通算の申出以外の申請等

二十 退職金受入れの申出、第三十一条第一項の退職金引渡しの申出、第四十六条第一項第一号の掛金納付月数の通算の申出及び第五十五条第一項第一号（同条第四項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の移動による通算の申出以外の申請等

二十一 中小企業退職金共済法施行規則（昭和三十四年労働省令第二十三号）に係る申請等
第十四条第一項の退職金の請求、第十六条の直接現金による退職金の受領の請求、第五十五条の現金相当額支給の申請、第二十六条第一項の解約手当金の請求、第二十八条の直接現金による解約手当金の受領の請求、第三十条第一項の事実の届出、第四十四条第一項の事由の申出、第八十三条第一項の退職金の請求及び第八十四条の直接現金による退職金の受領の請求以外の申請等

二十二 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）に係る申請等
第四十三条第七項の雇用に関する状況の報告、第五十条第一項の障害者雇用調整金の支給の申請、第五十一条第一項の助成金に係る申請、第五十六条第一項の障害者雇用納付金の申告、第五十七条の延納の申請、第七十四条の二第一項の在宅就業障害者特例調整金の支給の申請、附則第四条第三項の報奨金の支給の申請及び同条第四項の在宅就業障害者特例報奨金の支給の申請

二十三 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）に係る申請等
第四十四条第一項の申告及び第四十五条第一項の報告以外の申請等

二十四 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第二百三十二号）に係る申請等
第四条第一項第五号の失業の予防として行う給付金に係る申請、同項第六号の雇用の継続のために行う給付金に係る申請、第十八条第五号の給付金に係る申請、第二十七条第一項の大量雇用変動の届出及び第三十条の六第一項の調停の申請

二十五 勞働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百六十二

号)に係る申請等 第二条第二号の給付金に係る申請

二十五の二 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則(昭和四十一年労働省令第二十三号)に係る申請等 附則第八条第一項の雇用促進計画の提出及び同条第三項の雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類の交付の申込み

二十六 労働保険の保険料の徴収等に関する法律に係る申請等 第二十三条第三項の印紙保険料納付計器の指定及び設置承認の申請以外の申請等

二十七 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則(昭和四十七年労働省令第八号)に係る申請等 第五十条第一項の始動票札受領通帳交付の申請、同条第四項の印紙保険料額変更の届出及び同条第六項の始動票札受領通帳再交付の届出、第五十一条第一項の始動票札受領通帳の提出、第五十二条第一項の印紙保険料納付計器の提示及び同条第三項の印紙保険料納付計器再使用の承認の申請、第五十三条の差額払戻しの届出並びに第五十五条の印紙保険料納付計器使用状況の報告以外の申請等

二十八 家内労働法(昭和四十五年法律第六十号)に係る申請等 第九条第二項の異議の申出

二十九 家内労働法施行規則(昭和四十五年労働省令第二十三号)に係る申請等 第二十三条第三項の家内労働死傷病の届出以外の申請等

三十 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)に係る申請等 同法による申請等

三十一 勤労者財産形成促進法施行令(昭和四十六年政令第三百三十二号)に係る申請等 同令による申請等

三十二 勤労者財産形成促進法施行規則(昭和四十六年労働省令第二十七号)に係る申請等 同令による申請等

三十三 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)に係る申請等 第十六条第一項の多数離職の届出及び第五十二条の雇用の状況に関する報告

三十四 労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)に係る申請等 第二条第二

項の総括安全衛生管理者の選任の報告、第四条第三項の安全管理者の選任の報告、第七条第三項の衛生管理者の選任の報告、第十三条第二項の産業医の選任の報告、第六十六条第三項の免許の申請、第六十七条第一項の免許証の再交付の申請及び同条第二項の書類の申請、第七十二条の免許試験の受験の申請、第七十五条の教習の受講の申込み、第八十条の技能講習の受講の申込み並びに第八十二条第一項の技能講習修了証の再交付の申請、同条第二項の書類の申請及び同条第三項の技能講習を修了したことを証する書面の交付の申込み

三十五、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五一年法律第三十三号）に係る申請等の報告以外の申請等

三十五、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五一年法律第三十三号）に係る申請等の報告及び第十七条第一項の報告等

三十五の二、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五一年法律第三十三号）に係る申請等の報告等に係る同令による申請等

三十六、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第四十九条の三第一項の申告及び第五十条の報告以外の申請等）

三十七、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第四十九条の三第一項の申告及び第五十条の報告以外の申請等）

三十八、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十号）に係る申請等

三十九、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十号）に係る申請等

四十、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）に係る申請等

四十一、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第八条第一項の労働時間等設定改定実施計画の承認（第九条第一項の規定による変更の承認を含む。）の申請

四十二、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成四年法律の調停の申請）

四十三、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）に係る申請等

四十四、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百三号）に係る申請 第十八条第二項の調停の申請

四十五、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）に係る申請 第十五条の二、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）に係る申請等 同法第三十八条第一項の規定により準用する労働保険の保険料の徴収等に関する法律による申請等及び石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第五十九条第一項の特別遺族給付金の請求等）

四十五の三、厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年厚生労働省令第三十九号）に係る申請等 同令による申請等

四十五の四、次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）に係る申請等 同法による申請等

四十五の五、次世代育成支援対策推進法規則（平成十五年厚生労働省令第百一十一号）に係る申請等 同令による申請等

四十五の六、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）に係る申請等 第四条第一項の職業訓練の認定の申請

四十五の七、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）に係る申請等

四十六、健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び同法に基づく命令に係る申請等 同法第六十条第一項の医師等の報告等、同法第七十八条第一項（同法第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項及び第一百四十九条において準用する場合を含む。）の保険医療機関等の報告等並びに同法第九十四条第一項（同法第一百一一条第三項及び第一百八十五条の二第五項、第八十六条第四項及び第一百四十九条において準用する場合を含む。）の指定訪問看護事業者等の報告等以外の申請等

四十七、船員保険法及び同法に基づく命令に係る申請等 同法第四十九条第一項の医師等の報告等、同法第五十九条、第六十一条第七項、第六十二条第四項及び第六十三条第四項において準用する健康保険法第七十八条第一項の保険医療機関等の報告等、船員保険法第一六十五条第十二項及び第七十八条第三項において準用する健康保険法第九十四条第一項の指定訪問看護事業者等の報告等

四十八、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号）及び同法に基づく命令に係る申請等

四十九、国民健康保険法（昭和三十三年法律第四百三十七条号）に係る申請等 第十一条の報告以外の申請等

五十、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）に係る申請等

五十一、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百三号）に係る申請 第十八条第七項及び第二十九条第一項の委託募集の届出

五十二、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百三号）に係る申請 第十八条第七項及び第二十九条第一項の委託募集の届出

五十三、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六百五十五号）に係る申請等 同令第九条の報告以外の申請等

五十四、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年厚生労働省令第四号）に係る申請等 第十六条第七項及び第二十九条第一項の委託募集の届出

五十五、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六百五十五号）に係る申請等 第十六条第七項及び第二十九条第一項の委託募集の届出

五十六、厚生年金法及び同法に基づく命令に係る申請等

五十七、厚生年金法（昭和四十二年法律第三百三十七条号）に係る申請等 第十一条の報告以外の申請等

五十八、年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）及び同法に基づく命令に係る申請等

五十九、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）に係る申請等 同法に基づく命令に係る申請等

六十、年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）及び同法に基づく命令に係る申請等

六十一、石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第三百三十五条号）及び同法に基づく命令に係る申請等

六十二、石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第三百三十五条号）及び同法に基づく命令に係る申請等

六十三、児童手当法（昭和四十六年法律第七十号）及び同法に基づく命令に係る申請等

六十四、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）に係る申請等 同法に基づく命令に係る申請等

六十五、石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第三百三十五条号）及び同法に基づく命令に係る申請等

六十六、健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び同法に基づく命令に係る申請等 同法第六十条第一項の医師等の報告等、同法第七十八条第一項（同法第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項及び第一百四十九条において準用する場合を含む。）の保険医療機関等の報告等並びに同法第九十四条第一項（同法第一百一一条第三項及び第一百八十五条の二第五項、第八十六条第四項及び第一百四十九条において準用する場合を含む。）の指定訪問看護事業者等の報告等以外の申請等

六十七、船員保険法及び同法に基づく命令に係る申請等 同法第四十九条第一項の医師等の報告等、同法第五十九条、第六十一条第七項、第六十二条第四項及び第六十三条第四項において準用する健康保険法第七十八条第一項の保険医療機関等の報告等、船員保険法第一六十五条第十二項及び第七十八条第三項において準用する健康保険法第九十四条第一項の指定訪問看護事業者等の報告等

六十八、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号）及び同法に基づく命令に係る申請等

六十九、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）及び同法に基づく命令に係る申請等

七十、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）及び同法に基づく命令に係る申請等

七十一、居宅サービス等を行つ

た者等の報告等、同法第二項の介護給付等を受けた被保険者等の報告等、同法第四十二条第四項の住宅サービス等を担当する者等の報告等、同法第四十二条の三第三項の地域密着型サービス等を担当する者等の報告等、同法第四十九条等を担当する者等の報告等、同法第五十七条等を担当する者等の報告等、同法第五十四条第四項の介護予防サービス等を担当する者等の報告等、同法第五十四条第六十九条第三項の地域密着型介護予防サービス等を担当する者等の報告等、同法第五十九条第四項の介護予防支援等を担当する者等の報告等、同法第五十九条第三項の登録試験問題作成機関等の報告等、同法第六十九条の二十二第二項及び第二項の登録試験問題作成機関の報告等、同法第六十九条の三十第一項（同法第六十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。）の指定試験実施機関等の報告等、同法第六十九条の三十八第一項の介護支援専門員の報告等、同法第七十六条第一項の指定居宅サービス事業者等の報告等、同法第七十七条八条の七第一項の指定地域密着型サービス事業者等の報告等、同法第八十三条第一項の指定居宅介護支援事業者等の報告等、同法第九百五十五条の七第一項の指定介護老人福祉施設等、同法第一百条第一項の介護老人保健施設の開設者等の報告等、同法第一百四十四条の二第一項の介護医療院の開設者等の報告等、同法第一百五十五条の七第一項の指定介護予防サービス事業者等の報告等、同法第一百五十五条の三十三第一項の介護サービス事業者の報告等、同法第一百五十五条の四十第一項（同法第一百五十五条の二十七第一項の指定介護予防支援事業者等の報告等、同法第一百五十五条の三十三第一項の介護サービス事業者の報告等、同法第一百五十五条の四十五の七第一項の指定事業者等の報告等、同法第一百八十五条の四十第一項（同法第一百五十五条の二十七第一項の指定介護予防サービス事業者等の報告等、同法第一百五十五条の三十三第一項において準用する場合を含む。）の指定調査機関等の報告等、同法第一百五十五条の四十五の七第一項（同法第一百五十五条の二十七第一項の指定市町村事務受託法人の報告等、同法第一百五十五条の三十三第一項において準用する場合を含む。）の指定都道府県事務受託法人の報告以外の申請等

五十六 行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）に基づく申請等 同法に基づく審査請求及び再審査請求

様式第1号（第1条の2関係）

4 その他の特記事項

私は、上記により社会保険労務士の試験に ます。
令和 年 月 日
厚生労働大臣 殿
(注意)
① ④については、申請する科目的番号を 記入して下さい。
② ⑤については、例えば「100「労働基準 法」年間勉強」と、「社会保険事務所にお よび登記すること」等と記入すること。

様式第4号（第5条関係）

様式第5号（第6条関係）

様式第5号の2 (第9条の5関係)

様式第5号の2(第9条の5関係)		
(C)印欄 (印を捺しては ならない。)		
記入欄に手書きで記入された内容と一致する ことを確認した こと。		
① ふりがな	記入欄番号	年 月 日
② 本名	記入欄番号	年 月 日
③ 印	記入欄番号	年 月 日
納付する旨は、手書きで記入された内容と一致する ことを確認した こと。		
納付する旨は、手書きで記入された内容と一致する ことを確認した こと。		
納付する旨は、手書きで記入された内容と一致する ことを確認した こと。		

様式第6号 (第12条の3関係)

様式第6号(第12条の3関係)		
(登録番号)		
社会保険労務士連絡 (登録番号) 第 号 (氏名) 年 月 日生		
上記の者は、 年 月 日 社会保険労務士の登録を受けたことを証明する。 年 月 日		
全国社会保険労務士会連合会 □		

様式第6号の2 (第12条の6関係)

様式第6号の2(第12条の6関係)		
(登録番号)		
特定社会保険労務士連絡 (登録番号) 第 号 (氏名) 年 月 日生		
上記の者は、 年 月 日 社会保険労務士の登録を受け、 年 月 日物 せきほんの登録を受けたことを証明する。 年 月 日		
全国社会保険労務士会連合会 □		

様式第7号及び様式第8号 削除

様式第7号(第14条関係)		
(登録番号)		
(登録番号) 第 号 在場所		
登録者の事務所 第 号 在場所		
登録年月日 第 号 在場所		
登録下定期の事務所 第 号 在場所		
登録者の事務所 第 号 在場所		
登録者事項 第 号 在場所		
以上により事務所を登録したいので、事務所登録の許可を申請します。 合わ 年 月 日		
住 所 第 号 在場所		

(登録) ①に(1)では、既設・複数下定期の登録者の名前、職務その他の事項を記入すること。

備考 印刷の大きさは、A4とする。

様式第10号(第17条関係)
(表)

第 号 社会保険労務士業務 検査職員証	「所属店名」 年 月 日生 地力厚生局長 若しくは地方厚生支局长 又は都道府県労働局長	社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)(抄) (報告及び検査) 第二十一条、厚生労働大臣は、開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該開業社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人に対し、その業務に附し必要な報告を求め、又はその職員をして当該開業社会保険労務士若しくは社会保険労務士法の人の事務所に立ち入り、当該開業社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人に質問し、若しくはその業務に關係する帳簿書類を検査させることができる。 2 前項の規定により立入検査をしようとする職員は、その身分を示す證明書を携帯し、關係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
---------------------------	---	---

備考 用紙の大きさは、B8とする。